

公益財団法人滋賀県消防協会役員及び評議員に対する報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬等とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）、手数料等をいう。

(報酬等)

第3条 この法人は、役員等に対して報酬等を支払わない。

(費用の支払方法)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担する費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(旅費の支給基準)

第5条 この法人の役員等の旅費の支給基準については、公益財団法人滋賀県消防協会旅費支給規程に基づき支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益法人滋賀県消防協会の設立の日（平成25年4月1日）から施行する。